

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
令和7年度 第2回専門部会（就労支援・相談支援部会）次第

日 時 令和7年9月5日（金）

午後3時から

会 場 市役所8階大会議室

1 開 会

2 議 題

（1）就労選択支援について

（2）その他

3 閉 会

(4) 事業の目的

【目的】

働く力と意欲のある障害者に対して、障害者本人が自分の働き方を考えることをサポート（考える機会の提供含む）するとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供する。

- 作業場面等を活用した状況把握を行い、本人の強みや特性、本人が望む方向に進む上で課題となること等について、本人と協同して整理する。
- 本人と協同して、自分に合った働き方を実現したり、働く上での課題改善等に向けて、どんな方法で、何に取り組むのか、どこで取り組むかについて、本人の自己理解を促すことを支援する。
- アセスメント結果は、本人や家族、関係者等と共有し、その後の就労支援等に活用できるようにする。
※ その過程の結果として、就労系障害福祉サービスの活用を含めた進路について本人が選び、決定していくことを支援する。そのため、就労選択支援は就労の可否を判断したり、どの就労系障害福祉サービスを利用するか振り分けを行うものではない。
- 本人の選択肢の幅を広げ、本人の的確な選択につながるよう、支援の実施前後において、本人に対して、地域における雇用事例や就労支援に係る社会資源等に関する情報提供、助言・指導等を行う。
- 就労選択支援利用後の就労支援等において、アセスメント結果が効果的に活用されるよう、就労選択支援事業所は計画相談支援事業所や市区町村、ハローワーク等の就労支援機関との連携、連絡調整を行う。

【期待される効果】

- 専門的な研修を修了した就労支援の経験・知識を有する人材の配置により、就労に関するアセスメントに関し、専門的な支援を受けることが可能となる。
- 本人の就労能力や適性、ニーズや強み、本人が力を発揮しやすい環境要因、職業上の課題、就労に当たっての支援や配慮事項等を本人と協同して整理することで、本人の自己理解を促進することが可能となる。
- 本人と協同して整理した内容や地域の企業等の情報を基に、関係機関と連携することにより、本人にとって、より適切な進路を選択することが可能となる。また、就労継続支援A型・B型利用開始後も、本人の希望に応じて就労選択支援を受けることができ、就労ニーズや能力等の変化に応じた選択が可能となる。

就労選択支援の目的は、働く力と希望のある障害者に対して、本人が自分の働き方について考えることをサポートすることにあります。

また、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供することも行います。

具体的には、

- ① 本人の強みや課題、特徴を本人と協同して整理し、自己理解を促すこと
- ② その過程や結果を通じて、本人が進路を選び、決めていくこと

を支援します。

そのため、「就労選択支援は就労の可否を判断したり、どの就労系障害福祉サービスを利用するか振り分けを行うものではない」ということに留意が必要です。

また、就労選択支援員養成研修を受講した者を配置することにより、質の高いアセスメントに基づいた就労支援を提供できることや、本人の自己理解を促進すること、また、地域の関係機関と連携することにより、より適切な進路選択が可能になります。

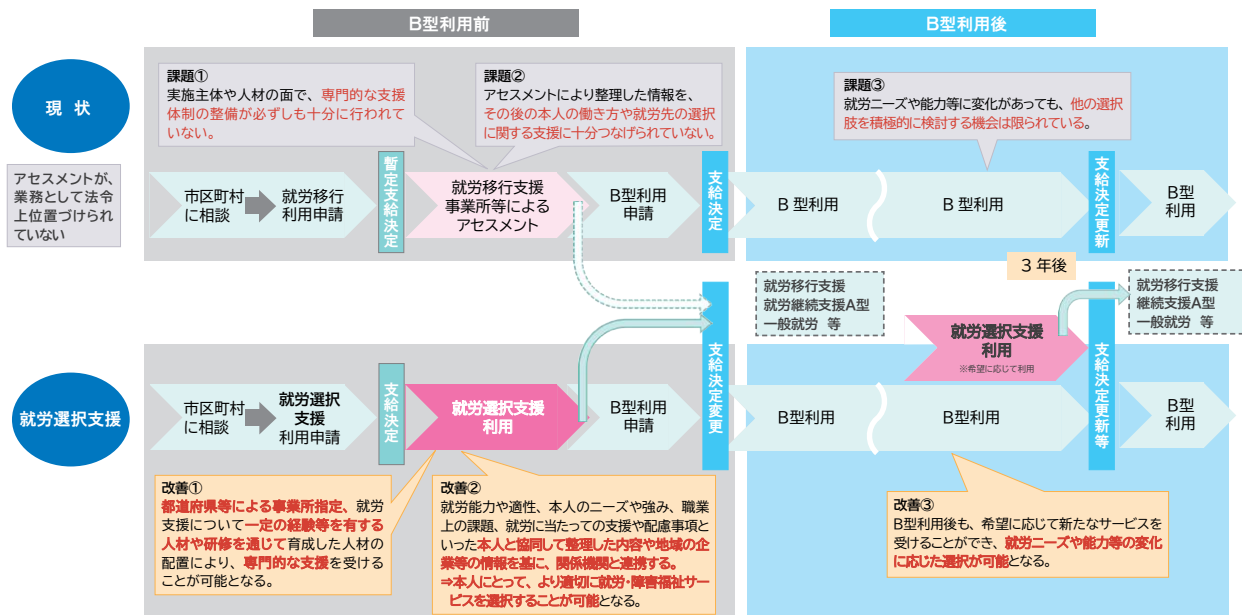


1. 就労選択支援について

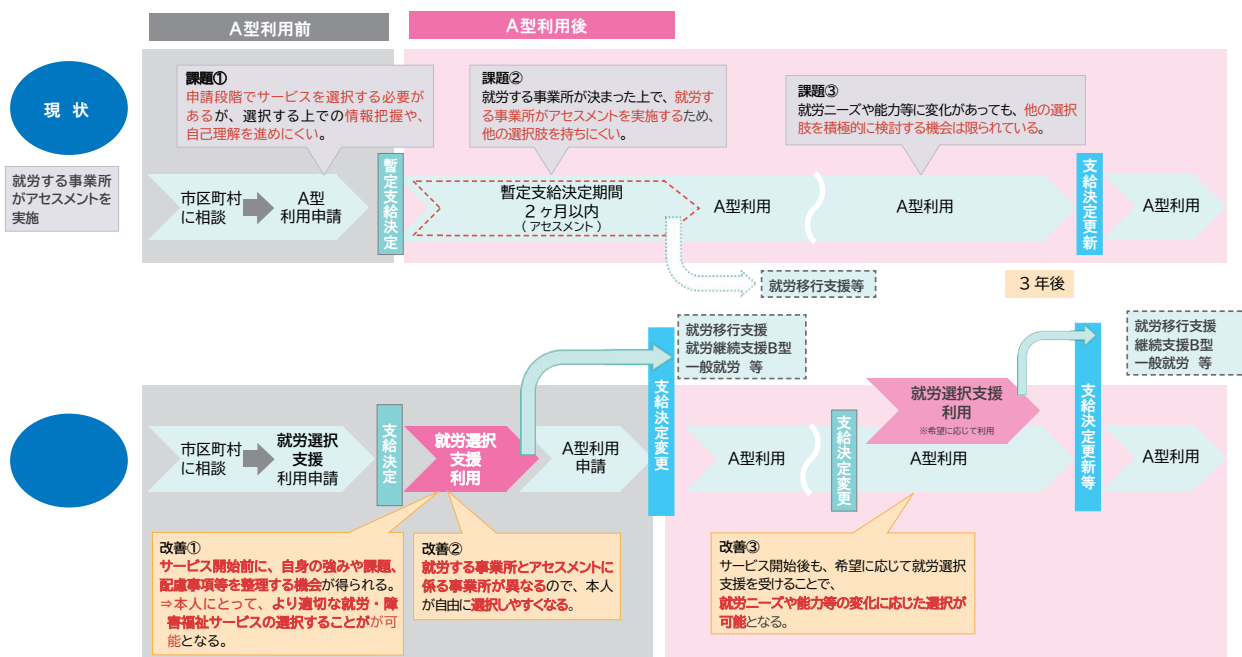
就労選択支援ができると変わること

～専門的なアセスメントの提供と本人中心の就労選択支援～

イメージ（就労継続支援 B 型のケース）



イメージ（就労継続支援 A 型のケース）



就労選択支援が始まることで、就労移行支援や就労継続支援の利用開始後も、本人の就労に対する気持ちの変化や能力の向上等に応じて、就労選択支援を利用することができます。

質問一覧

- ・ 10 月から 就労アセスメントは就労選択支援事業所しか対応できなくなってしまうのか（就労移行支援の就労アセスメントも有効となるか）。野田市の見解を確認したい。
→就労移行支援の就労アセスメントも有効になるので、対応して問題ない。
- ・ 野田市として就労選択支援の開始時期
→国が 10 月から始めることになっている。就労選択支援事業所の指定の申請を 10 月から受け付けることになっているが、申請ごとに個別対応することなので、厳密にいつからというのは現時点でわからない。
- ・ モニタリング期間
→選択支援事業のモニタリングはない。個別支援計画がないから。
- ・ 利用日数（1 か月単位なのか）
→1 ヶ月単位の利用となる。
- ・ 特別支援学校登校中の扱い
→欠席とするか、出席日数を減らすかなどの判断は支援学校の校長の判断次第となる。
- ・ 3 年生の就職選択時期の選択支援利用開始の想定月（卒業が控えているため、3 学期の利用は 1 か月の拘束あるため実際難しいのではないかな）
→前期は 6 月～7 月、後期は 9 月～10 月が想定されている。
- ・ 18 才未満での利用について。 ・ 児童しか対応しない計画相談事業所が、18 才未満で就労選択支援の計画を作成することを想定したとき、障がい者（大人）の計画相談事業所番号を持っていないときは、選択支援の計画が作れるのか？ そのようなケースは早めの大人の計画相談を行っている事業所に引継ぎを行ったほうが良いのか？
→児童相談所の承認を受ける必要があるが、作ることは出来る。早めに大人の計画相談の事業所に引く必要があるかは、個別に対応する必要がある。
- ・ 選択支援のセルフ作成は可能か？
→可能と想定している。相談の事業所を探すことを薦めている。
- ・ 就労選択支援が実際にどのように各事業所に関わりがあるか（どのような場面でどのように関わるのか）を知りたいです（既出でしたら申し訳ありません）
- ・ 野田特別支援学校から就労 B を希望している方がいます。新人相談員のため、相談支援

質問一覧

としての今後の動きをご教授いただきたいです。